

『行政書士のための外国人起業支援ハンドブック』（令和 7 年 8 月 20 日発行）
改正情報

令和 7 年 10 月 16 日より、在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等についての改正が施行されています。下記をご確認いただけますようお願い申し上げます。

記

●P130 省令の改正により差替え

○出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（基準省令）

申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。
- 二 申請に係る事業の規模が次のいずれにも該当していること。
 - イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。
 - ロ 申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が 3,000 万円以上であること。
- 三 申請に係る事業の経営を行い、又は当該事業に従事する者（非常勤の者を除く。）のうちいずれかの者が、高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を有している者であつて、かつ、申請人が当該事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する時において、本邦に居住することとしているものであること。
- 四 次のいずれかに該当していること。
 - イ 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。
 - ロ 事業の経営又は管理について 3 年以上の経験（特定活動の在留資格（法第七条第一項第二号の告示で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。）をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。）を有していること。
- 五 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

改正内容の詳細は以下のとおりです。

・新しい経営・管理ビザの要件

- ① 本邦での事業所の存在（自宅不可）
- ② 3,000万円以上の出資規模であること
- ③ 常勤の従業員1名以上を雇用していること（従業員は日本人、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者であること）
- ④ 経営者または従業員のいずれかがN2相当以上の日本語能力があり、かつ日本に住んでいること
- ⑤ 申請人に3年以上の経営者歴があるか、経営または事業に関連する分野の修士号以上の学位を持っていること
- ⑥ 提出する事業計画書は中小企業診断士、公認会計士または税理士から評価を受けること

・現在、経営・管理ビザを申請中の人について

本改正省令の施行日の前日までに受付し、審査を継続している在留資格認定証明書交付申請や在留期間更新許可申請等については改正前の許可基準が適用されます。

・経営・管理ビザ・高度専門職1号ハを持っている人の更新について

既に「経営・管理」で在留中の方が施行日から3年を経過する日（令和10年10月16日）までの間に在留期間更新許可申請を行う場合については、改正後の基準に適合しない場合であっても、経営状況や改正後の基準に適合する見込み等を踏まえ、許可判断が行われます。

ただし、施行日から3年を経過した後になされた在留期間更新許可申請については、改正後の基準に適合する必要があります。他方、改正後の基準に適合しない場合であっても、経営状況が良好であり、法人税等の納付義務を適切に履行しており、次回更新申請時までに新基準を満たす見込みがあるときは、その他の在留状況を総合的に考慮し、許可判断を行うとされています。

・経営・管理ビザ、高度専門職1号ハからの永住申請について

施行日後、改正後の許可基準に適合していない場合は、「経営・管理」、「高度専門職1号ハ」または「高度専門職2号」（「経営・管理」活動を前提とするもの）からの永住許可及び「高度専門職1号ハ」から「高度専門職2号」への在留資格変更許可は認められません。

以上